

○熱海市立伊豆山郷土資料館条例

昭和55年7月10日

条例第19号

改正 平成24年12月20日条例第22号

平成27年3月13日条例第12号

令和2年3月18日条例第5号

令和4年3月17日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、熱海市立伊豆山郷土資料館（以下「資料館」という。）の設置及び管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令4条例6・一部改正)

(設置、名称及び位置)

第2条 本市は、市民文化の向上及び文化財保護思想の普及を図るため、次のとおり資料館を設置する。

名称	位置
熱海市立伊豆山郷土資料館	熱海市伊豆山

(事業)

第3条 資料館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 資料館資料の収集及び受託並びにこれらの保管及び展示をすること。
- (2) 資料館資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導等を行うこと。
- (3) 資料館資料に関する案内書、解説書、目録、図録及び調査研究の報告書等の作成並びに頒布すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、熱海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

(平24条例22・一部改正)

(開館時間)

第4条 資料館の開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、熱海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(令4条例6・全改)

(休館日)

第5条 資料館の休館日は、毎週水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(令4条例6・全改)

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれのある者
- (2) 施設、器物、資料等を損傷するおそれのある者
- (3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携帯する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他管理上必要な指示に従わない者

(令4条例6・追加)

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に資料館の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の資料館の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条ただし書の規定による開館時間の変更
- (2) 第5条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定
- (3) 第6条の規定による入館の拒否又は退館の命令
- (4) 資料館の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号の開館時間の変更及び第2号の臨時の開館又は休館の決定を行う場合には、教育委員会の承認を受けなければならない。

(令4条例6・追加)

(指定管理者の指定の手続等)

第8条 指定管理者の指定の手續等については、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の定めるところによる。

（令4条例6・追加）

（入館料の納付）

第9条 利用者は、指定管理者に対し、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定めた額の入館料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付し、入館券の交付を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の入館料の額を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得て定めなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該入館料の額を公表しなければならない。

4 入館料は、指定管理者の収入とする。

（令4条例6・追加）

（入館料の減免）

第10条 指定管理者は、教育委員会が定める基準に該当すると認めるときは、入館料を減免することができる。

（令4条例6・追加）

（入館料の不還付）

第11条 すでに納付された入館料は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の事情により還付するのを適当と認めたときは、この限りでない。

（令4条例6・旧第6条線下・一部改正）

（損害賠償）

第12条 資料館の資料、器物、施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは賠償額を減額し、又は免除することができる。

（令4条例6・旧第8条線下）

（資料等の寄贈等）

第13条 教育委員会は、資料館に資料等の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 前項に規定する寄贈又は寄託を受けた資料等が、天災その他の不可抗力により損傷し、又は滅失した場合は、教育委員会はこの責めを負わない。

(平24条例22・追加、令4条例6・旧第9条繰下・一部改正)

(運営協議会の設置)

第14条 資料館の適正かつ円滑な運営を図るため、熱海市立伊豆山郷土資料館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項を調査協議する。

(1) 資料館の運営及び事業計画に関すること。

(2) その他教育委員会が必要と認めること。

3 協議会は、委員5人以内で組織し、委員は学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例22・旧第9条繰下・一部改正、令4条例6・旧第10条繰下)

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平24条例22・一部改正、令4条例6・旧第11条繰下)

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和55年規則第22号により昭和56年1月1日から施行)

附 則 (平成24年条例第22号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(熱海市立澤田政廣記念美術館条例等の一部改正に伴う経過措置)

9 この条例の施行の際現に効力を有する附則第3項から前項までの規定による改正前の次に掲げる条例の規定により市長が行った処分その他の行為については、附則第3項から前項までの規定による改正後の次に掲げる条例の相当規定により熱海市教育委員会が行った処分その他の行為とみなす。

(1)から(5)まで 略

(6) 熱海市立伊豆山郷土資料館条例

附 則 (平成27年条例第12号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第5号）抄

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第6号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熱海市立澤田政廣記念美術館条例第8条、第3条の規定による改正後の熱海市池田満寿夫・佐藤陽子創作の家条例第8条、第4条の規定による改正後の熱海市池田満寿夫記念館条例第8条、第5条の規定による改正後の熱海市立伊豆山郷土資料館条例第8条及び第6条の規定による改正後の熱海市凌寒荘条例第8条の規定による指定管理者の指定の手續等については、この条例の施行の日前においても、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の規定の例により行うことができる。

別表（第9条関係）

（平27条例12・追加、令2条例5・令4条例6・一部改正）

資料館入館料

区分		一般	市民、団体等
入館料 (1人1回につき)	大人	180円	120円
	中学生・高校生	120円	80円

備考

- 1 「市民、団体等」とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 市内に住所を有する者及び熱海市別荘等所有税条例（昭和60年熱海市条例第23号）第2条に規定する別荘等の所有者
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (3) 20名以上の集まりで入館する者
 - (4) 誘客施策の一環として市長が別に定めた証明書類を提示した者
- 2 「大人」とは、中学生・高校生以外の者（中学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいい、「中学生・高校生」とは、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者

をいう。